

各務原国際協会補助金交付要綱

(平成12年7月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民レベルでの国際交流及び多文化共生を支援し、国際化に対応できる都市づくりを推進するために各務原国際協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業者)

第2条 補助金の補助事業者は、各務原国際協会とする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助事業者の行う次の事業とする。

- (1) 国際交流の推進に関する事業
- (2) 多文化共生の推進に関する事業
- (3) 国際理解に関する事業
- (4) 国際交流及び多文化共生の担い手となるボランティアの支援に関する事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した額の2分の1以内とする。ただし、50万円を限度とする。

(寄附による補助金)

第5条 市に対して第3条各号に掲げる事業に係る指定寄附がなされた場合において、市長が各務原国際協会に補助することが適当であると認めたときは、当該金額を補助することができる。

2 各務原国際協会は、前項の規定による補助金を受けた場合は、当該趣旨を尊重した適正な使用をしなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成12年度予算から適用する。

附 則（平成31年3月26日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の各務原国際協会補助金交付

要綱の規定は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。